

都市公園におけるドローン等の飛行について

本市では、**原則として、都市公園におけるドローン等の飛行は、許可していません。**

(※ドローン等に含まれない100グラム未満のものも同様の取り扱いとします。)

＝趣味でのドローン飛行、ドローンの練習会等は禁止しております。

ただし、長浜市都市公園条例第2条第2項「業として写真又は映画を撮影すること。」、同条例第2条第4項「競技会、展示会、博覧会その他これに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。」等に該当する場合、ドローン等の飛行を許可できる場合があります。

対象の行為に伴ってドローン等を飛行させる場合は、公園内行為許可の手続きが必要です。公園内行為許可の申請にあたっては、次の書類を提出してください。

公園内行為許可申請書類

- 公園内行為許可申請書（※指定の様式があります。）
- 公園使用料減免申請書（※長浜市都市公園条例施行規則第4条第1項に該当する場合のみ。）
- 飛行計画図（飛行範囲や操縦者、監視者の位置を示した図）
- 行為の内容がわかる資料（企画書等）
- 航空法上の国土交通大臣の許可又は承認を受けたことが確認できる書類（許可・承認証の写し）

※飛行の内容や公園の利用状況等により、許可できない場合がございますので、事前に

長浜市都市計画課(0749-65-6541)にお問い合わせください。

※長浜城歴史博物館・長浜城テニスガーデン・琵琶湖の上空の飛行については別途管理者の許可が必要になります。